

1995年出土の木簡



(久留米)

## 福岡・呉服町遺跡

ごふくまち

- 1 所在地 福岡県久留米市城南町
- 2 調査期間 一九九五年（平7）四～六月
- 3 発掘機関 久留米市教育委員会
- 4 調査担当者 大石 昇
- 5 遺跡の種類 城下町
- 6 遺跡の年代 一七世紀～一八世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

呉服町遺跡は、久留米市街の中心部に位置し、久留米市役所・裁判所・法務局などが集中する官庁街の西端部にある。

本格的な久留米城下町の建設は、元和七年（一六二二）有馬豊氏（とよじ）が筑後北半の大名として久留米城を居城としたことに始まり、寛永年間（一六二四～四四）には完成した城郭の建設とともに進められてきたものである。久留米城外郭の南面

に広がる町屋地区は城下町の中心地区にあたり、呉服町はその一角に位置する。西側は魚屋町、北側は両替町である。標高は地山検出面で約七・二mを測る。

調査地点は呉服町と魚屋町さらには両替町の町境にあたり、ともに屋敷地の裏庭部分に相当することが判明した。

調査の結果、土坑・井戸・町境の溝・池状遺構・瓦敷遺構・便所・犬の埋葬・建物の柱などが検出されている。出土遺物は近世陶磁器をはじめ、輸入陶磁器・土師器・瓦質土器・瓦・土製品・木製品・石製品・金属製品・錢貨・動植物の遺体など多岐にわたっている。

木簡は、土坑のSK二より一三点、SK三より三點、SK五六より一点、SK五七より四点、池状遺構のSX五より一一点、井戸のSE五八より一点の合計三三点が出土している。特に、SK二出土の護摩札は正保三年（一六四六）とあり、紀年銘資料として、遺構の年代を知る上でも貴重な存在である。なお、SK二は呉服町に位置し、東西三・四m南北二・六m深さ約一mを測る橢円形状の廃棄土坑。SK三はSK二の東隣に位置する浅い橢円形土坑で、SK二と同時期。SK五七は魚屋町に位置する長方形の土坑で、北西部で重複する素掘りの井戸SE五八を切る。一七世紀前半。SX五は両替町との町境に位置する長大な長方形の池状遺構で、東西八・九m南北四・五m以上深さ一・三mの規模。一六世紀末から一七世紀前半の陶磁器が出土している。

SKII

(1) 「  
正保三年  
□(梵字) 奉修不動明王護摩供長日息災増福祈所  
三月吉日」

高野山

□ 明院  
675×114×7 011(4) 「  
亥ノ十二月七日 庄嶋□  
○布や□□  
子ノ四月切 式分半  
」

(全面ヲ×印ヲ抹消)

(2) 「  
四月廿二日 城内  
七夕 八右衛門  
あわせ壱つ  
十月□四日 □□□」

175×29×3 011

SKIII

(5) 「  
卯ノ二月廿五日  
○五夕□□村三左衛門  
布子壱つ  
卯ノ十月内」(全面ヲ×印ヲ抹消)  
171×33×5 011

SKIV

(6) 「  
▽七丸ノ内  
」

「▽大六十ツ、ミ入」

144×27×4 032

(全面ヲ×印ヲ抹消)

(3) 「  
六月二日 両かへ町  
○三夕 善作  
布子壱つ  
○月廿日 □  
」

169×42×5 011

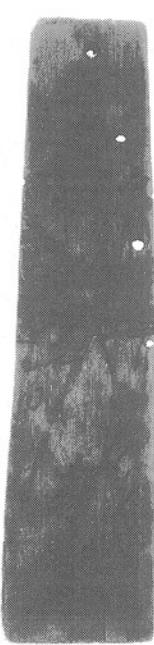
(7) 「  
▽□□や  
善市郎殿 久づや  
まいる 長兵衛  
」

204×35×3 032

1995年出土の木簡



(3)



(2)



(1)

(1)～(4) SK2 出土

(5) SK3 出土

(1)  $S = \frac{1}{4}$

(2)～(5)  $S = \frac{1}{2}$



(5)

(8)

- 「△筑後久留米<sub>魚屋</sub><sub>六兵衛</sub>」
- 「志やけ 式百八拾匁入」

180×22×4 033

(9)  
「光行村□□□」

129×26×3 033

- 「△百八拾入」
- 「△す」

(105)×22×5 039

- 「もち米
- 「△や△中」

(120)×25×6 051

- 「△村二右衛門」
- 「△△△△門」

(85)×17×5 019

(1)～(4)はSK一出土。(1)は正保三年の紀年銘を持つ護摩札である。頂部は若干山形を呈し、基部の左右には釘孔が認められる。高野山□明院から当地に将来されたもので、近世前期に久留米地区における高野山系の修験（山伏）の活動を想定し得る貴重な資料である。

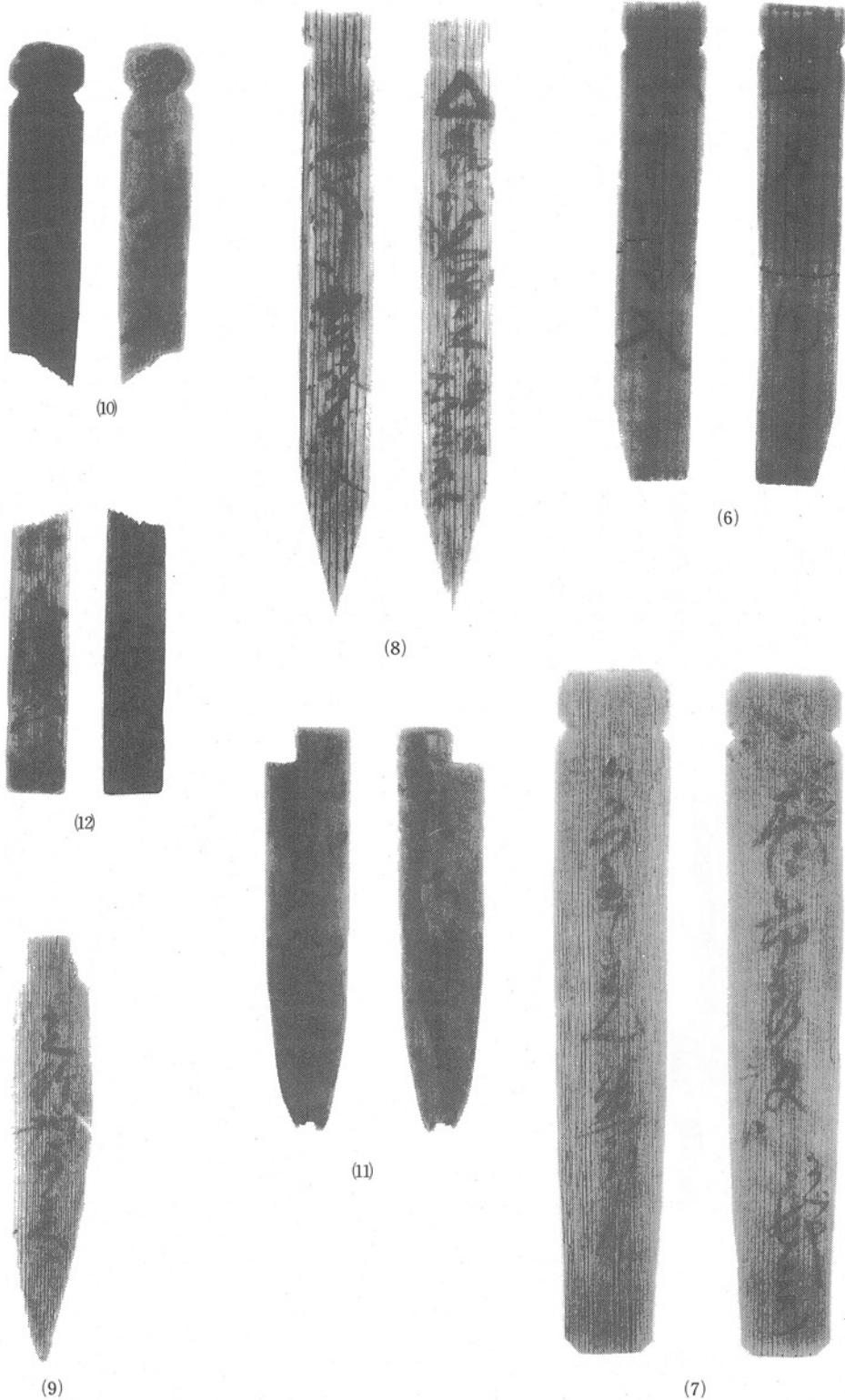
(2)は頂部に孔を持つ木簡で、片面にのみ表記されている。「城内」は「しろうち」と呼び、久留米城内の上・中級家臣団の居住地の総称である。八右衛門は名字を持たない点などから、武家に奉公する使用人クラスの人物と考えられる。城内居住の八右衛門が拾一つを

七匁で四月から一〇月まで質に入れた際、作製されたものと判断している。「十月□四日」の下は三字程判読できない部分があるが、(3)(4)から類推すれば、「式分半」つまり一・五%の利子の記載がある部分であろう。

(3)は両面に記載がある。この木簡は四カ所に小孔が認められるが、頂部の一孔が木簡作製の段階で穿たれたもので、下部の三孔は木簡として利用される以前からあったものと考えている。「両かへ町」は両替町で、当遺跡の北・東側に接して拡がる町人居住区、「京くま」は京隈で、この地は武家居住地である。内容的には(2)と同様の木簡であるが、両面とも×印が入っている」とから、役割終了の確認のための×印と判断した。

(4)は小板材の木簡への再利用である。内容は(2)(3)と同じであるが、十二支による年の記載があることが注目される。同一遺構から正保三年の護摩札の出土があるので、亥年は正保四年か万治二年（一六五八）の可能性が大きい。「庄嶋」は久留米城下の南端付近、「田ノ中」は西久留米村の一部に当たり、修験（山伏）が集住した地区である。木簡は庄嶋七左衛門の部分に×印が入ることから、この部分の役割終了後、裏面に田ノ中少吉の部分が記載されたものであろう。表に「子ノ四月切」裏に「□五月九日」とあることから、表の記載が抹消されて直ぐに裏面が書かれた可能性が大きい。こう理解できるならば、この木簡は一二月に作製され、翌年七月過ぎには廃棄さ

1995年出土の木簡



れると判断されるものである。

(5)はSK三の出土である。これも(2)～(4)と同内容を持つ。利息に相当する記載がないが、当初からなかつたのか、消失したのかは判断できない。

(2)～(5)の四点は「布子」「あわせ」など衣料関係の木簡である。衣服を担保とした質札として理解したが、他の品物を担保とした木簡の出土がないことから、質屋というよりも衣服関係を取り扱う商人の存在を示すと考えている。呉服町は文献では知られていたが、

今回の衣料関係の木簡は、この町の具体的な職業を初めて示す史料となつた。さらに、呉服町という町に、高級呉服ではなく古着を扱う商人の存在を浮かびあがらせるものである。

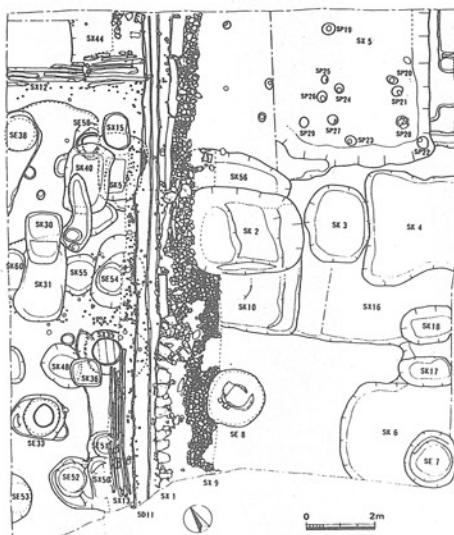
(6)はSK五七からの出土。ほぼ完形の○三二型式木簡である。付札であるが、品物名については不明である。

(7)～(12)はSX五からの出土である。(7)は○三二型式の付札で、基部の両端を面取りしている。(8)は久留米魚屋六兵衛宛てに鮭を送った際の付札である。(9)は頂部の両切込みが欠損したものと判断される○三三型式の木簡である。「光行村」とは久留米藩領の御井郡の農村名である。(10)は○三九型式の木簡である。「す」とあるから酢に付けられた付札であろう。(11)は「もち米」の記載がある付札で、頂部に鋸状の切り込みが認められるが、本来は○五一型式であろう。(12)は頭部を欠損する木簡で、人名を確かめ得るのみ。裏面はかろう

じて墨が残る程度で、判読は困難である。

SK二の木簡の場合、板の再利用であるのに対し、このSX五出土の木簡は形や板も選ばれて整った木簡が大半で、ほとんどが付札の機能を持つものである。この遺構は、SK二より古い時期で、池状の性格を持つとされており、SK二などで観察された木簡との共通した側面は鮮明ではない。他の地域から移入された品物の付札という性格が窺えるのが特色と言えよう。

(大石 昇・古賀正美、写真 園井正隆)



呉服町遺跡遺構配置図